



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第32号 令和元年6月19日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
149	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
150	特別保護地区を指定するに当たり指針案を公衆の縦覧に供する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
151	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会を開催する件	同
152	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
153	同	同
154	同	同

徳島県告示第四百十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和元年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 N・エチル・一・（三・メトキシフェニル）シクロヘキサン・一・アミン

（通称 三・MeO・PCE）及びその塩類

2 化学名

一・（四・シアノプロチル）・N・（二・フェニルプロパン・二・イル）・

一H・ピロロ「二、三・b」ピリジン・三・カルボキサミド（通称 CUM

YL・四CN・B七AICA）及びその塩類

二 指定の理由

一の1及び2に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和元年六月二十日

徳島県告示第百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和元年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 特別保護地区の名称

津乃峰鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

阿南市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

4 指針案

（一）特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

（二）特別保護地区の指定目的

この区域は阿南市近郊にあり、神社境内林を中心に天然広葉樹林が残され、鳥獣の生息環境に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の環境の保全を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣管理担当、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び阿南市役所

二 1 特別保護地区の名称

太龍寺鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

阿南市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

4 指針案

（一）特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

（二）特別保護地区の指定目的

四国霊場二十一番太龍寺を中心とするこの区域は、東山溪県立自然公園に含まれ周辺はスギ古木によって深山を形成している。また、区域内には水源も多く、鳥獣の生息環境に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の環境の保全を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣管理担当、徳島県南部総合県民局
保健福祉環境部環境担当及び阿南市役所

徳島県告示第百五十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和元年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

日 時	場 所	案 件
令和元年七月十六日（火曜日）午後一時三十分から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局阿南 庁舎二階大会議室	一 津乃峰鳥獣保護区特別保護地区（阿南市、既指定、面積三ヘクタール、存続期間一〇年間）の再指定について 二 太龍寺鳥獣保護区特別保護地区（阿南市、既指定、面積六ヘクタール、存続期間一〇年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話 八八四 二八 九八六二

）

徳島県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年六月十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市新野町 新野土地改良区	平成三十一年四月二十四日

徳島県告示第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年六月十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市国府町 以西土地改良区	平成三十一年四月二十五日

徳島県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年六月十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
三好郡東みよし町 三好南岸土地改良区	平成三十一年四月二十六日